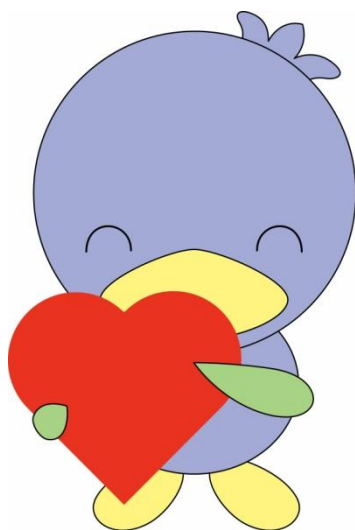


いじめ防止等のための基本的な方針



平成26年3月
美里町
美里町教育委員会

○ 目次

はじめに p.1

第1 美里町基本方針の策定

- 1 策定の目的 p.2
- 2 いじめの定義 p.2
- 3 いじめ防止等のための対策の基本理念 p.2

第2 いじめ防止等のために対策に関する事項

- 1 いじめ防止等のために町が実施する施策 p.3
 - (1) 組織の設置等
 - (2) いじめ防止等のための基本施策

2 いじめ防止等のために町(市)立小中学校において実施する施策 p.4

- (1) 学校いじめ防止基本方針の策定
- (2) いじめ防止等に取り組む組織
- (3) いじめ防止等に関する措置
 - ア いじめの未然防止
 - イ いじめの早期発見
 - ウ いじめに対する措置

3 重大事態への対処 p.6

- (1) 重大事態への対処の流れ
- (2) 教育委員会又は町立小・中学校による調査
- (3) 重大事態の報告を受けた町長の再調査等

第3 その他いじめ防止等のための取組に関する事項 p.7

はじめに

いじめはいじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

美里町では、これまでもいじめは決して許されない行為であるとともに、どの子供にもどの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対策にあたってきたところである。

本基本的な方針は、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、町・学校・家庭・地域住民・その他の関係者が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよういじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の施行を受けて、法第12条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

第1 美里町基本方針の策定

1 策定の目的

本町におけるいじめの根絶に向けて、児童生徒の尊厳を保持するとともに、町・学校・家庭・地域住民・その他の関係者の連携の下、実効あるいじめ防止対策を総合的かつ効果的に進めるため、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第12条の規定に基づき、本町におけるいじめの未然防止、早期発見及びいじめへの対処(以下「いじめ防止等」という。)の基本的な方針を示すものとして、美里町・美里町教育委員会「いじめ防止等のための基本的な方針」(以下「町基本方針」という。)を定める。なお、策定に当たっては、文部科学大臣の定めた「いじめの防止等のための基本的な方針」を参酌(法第12条)するとともに、本町の実情を踏まえたものとした。

いじめ防止対策推進法

(地方いじめ防止基本方針)

第十二条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「地方いじめ防止基本方針」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

3 いじめ防止等のための対策の基本理念

いじめ防止等のための対策は、町・学校・家庭・地域住民・その他の関係者の連携の下、次のことを基本として行わなければならない。

いじめは全ての子供に関係する問題であることから、安心して学習等に取り組むことができ、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよう、未然防止に努める。

いじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置することがなく、全ての子供がいじめの問題に関して理解を深められるよう、お互いに尊重し合う意識や態度を育てることを目指す。

いじめは決して許されないことであるが、どの学校でも、どの子供にも起こり得ることから、いじめが子供たちの心身に重大な影響を及ぼすという認識に立ち、迅速かつ組織的に対応する。

第2 いじめ防止等のための対策に関する事項

1 いじめ防止等のために町が実施する施策

(1) 組織の設置等

町は、次の組織の設置等により、実効的にいじめ防止等のための対策を行う。

- ・町は、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、いじめ問題の対策に係る協議会機能を整備する。
- ・教育委員会は、いじめ防止等に関する対策を実効的に行うための附属機関を設置する。
- ・教育委員会は、重大事態に対処し、及び同種事案の再発を防止するため、法第28条第1項に規定する調査等を実施する附属機関を設置する。

(2) いじめ防止等のための基本施策

町は、次の9つの基本施策に基づき、いじめ防止等のための対策を行う。

- ① 町立小・中学校の支援
 - ・臨床心理士、さわやか相談員等を配置する。
 - ・教職員のいじめ問題に対する指導力の向上を推進する。
- ② 関係機関等との連携
 - ・町は、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に行えるよう、学校・家庭・地域住民・その他関係者の連携を図るため、必要な連絡調整を行う。
 - ・町は、いじめ防止等のための対策の推進に関して必要があるときは、国及び県に対して必要な措置を講じるよう要請する。
- ③ 学校、家庭及び地域が連携した見守り・活動の場づくり
 - ・町は、学校、家庭及び地域において、児童等が安心して過ごすことができるよう、児童等に対するあいさつ・見守り活動における連携を推進する。
 - ・町は、地域における行事及び活動並びに団体やサークルにおけるスポーツ・文化活動等を通じて、児童等が人との関わりを大切にすることを育み、健やかに成長していくことができるよう、主体的に児童等が参加及び活躍できる環境づくりを推進する。
- ④ いじめの早期発見のための措置
 - ・町は、より多くの大人が児童等の悩みや相談を受け止めることができるよう、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制を整備する。
 - ・町は、町立小・中学校がいじめへの対応を適切に行えるよう、必要な指導、助言又は援助を行う。
- ⑤ 教職員等の資質の向上及び人材の確保
 - ・町は、町立小・中学校における研修の充実を通じた資質向上、生徒指導に係る職員体制の整備、臨床心理士等の専門的知識を有する者の確保等必要な措置を講ずる。
- ⑥ インターネットを通じて行われるいじめ対策の推進
 - ・町は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかを監視するための情報収集等、インターネットを通じて行われるいじめに対処する体制を整備する。

- ⑦ 啓発活動の推進
 - ・町は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性やいじめに係る相談制度等について、その理解を促すよう、学校・家庭・地域住民・その他関係者に対して必要な広報その他の啓発活動を行う。
- ⑧ 財政上の措置等
 - ・町は、いじめ防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置、人的体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努める。
- ⑨ いじめ防止のための対策の調査研究の推進等
 - ・町は、いじめ防止等のための必要な事項やその対策の実施状況について、必要に応じて調査研究及び検証を行うとともに公表するものとする。

2 いじめ防止等のために町立小・中学校において実施する施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

- ・町立小・中学校は、町基本方針を参酌し、当該小・中学校の実情に応じた学校いじめ防止基本方針(以下「学校基本方針」という。)を策定する(法第13条)。
- ・学校基本方針は、いじめ防止等の基本的な方向や取組の内容等について定める。
- ・町立小・中学校は、学校基本方針を策定した後、速やかに公表し、保護者、地域の理解と協力が得られるよう努める。

(2) いじめ防止等に取り組む組織

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ・町立小・中学校は、町臨床心理士等により構成されるいじめ防止等に実効的に取り組む組織を設置する。
- ・当該組織は、全教職員でいじめ防止等の共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う中核となる役割を担う。
- ・当該組織は、学校基本方針が学校の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直す。
- ・教育委員会は、当該組織が機動的に機能するよう、必要な指導、助言又は援助を行う。

(3) いじめ防止等に関する措置

ア いじめの未然防止

いじめはどの学校にも起こりうるという事実を踏まえて、全ての児童生徒を対象に、いじめの未然防止に取り組む。

未然防止の基本として、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。また、集団の一員としての自覚や自身を育むことにより、いたづらにストレスに捕らわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

更に、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

※「いじめ対応マニュアル」「彩の国 生徒指導ハンドブック『NewI's』を参考、活用する。

イ 早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は、認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視することなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう、アンテナを高く保つ。併せて、学校はアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

また、児童生徒に対し、いじめられていることを誰かに相談することは恥ずかしいことではないことを十分に理解させる。

※「いじめ対応マニュアル」「彩の国 生徒指導ハンドブック『NewI's』を参考、活用する。

ウ いじめに対する措置

いじめに対する措置を行うに当たっては、まず、教職員全体でいじめ問題に取り組む体制を作ることが重要である。

いじめの発見・通報を受けた場合には、教職員が個人で判断することや、一部の教職員で抱え込むことがないように、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応は、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携を図る。

※「彩の国 生徒指導ハンドブック『NewI's』を参考、活用する。

※いじめ対応マニュアルの活用

町立小・中学校においては、児童生徒の実態を踏まえ、既存の「いじめ対応マニュアル」の内容を『NewI's』を参考に、適宜、見直し、修正を加える。

※各月の校長会等でのいじめに関する報告

町立小・中学校は、いじめの認知、対応について、毎月の校長会で、必ず、教育委員会に報告する。

さらに、いじめを認知し、指導した際には、適宜、教育委員会に報告する。教育委員会は、必要に応じて、詳細を調査すると共に、小・中学校に対し、指導、助言をする。

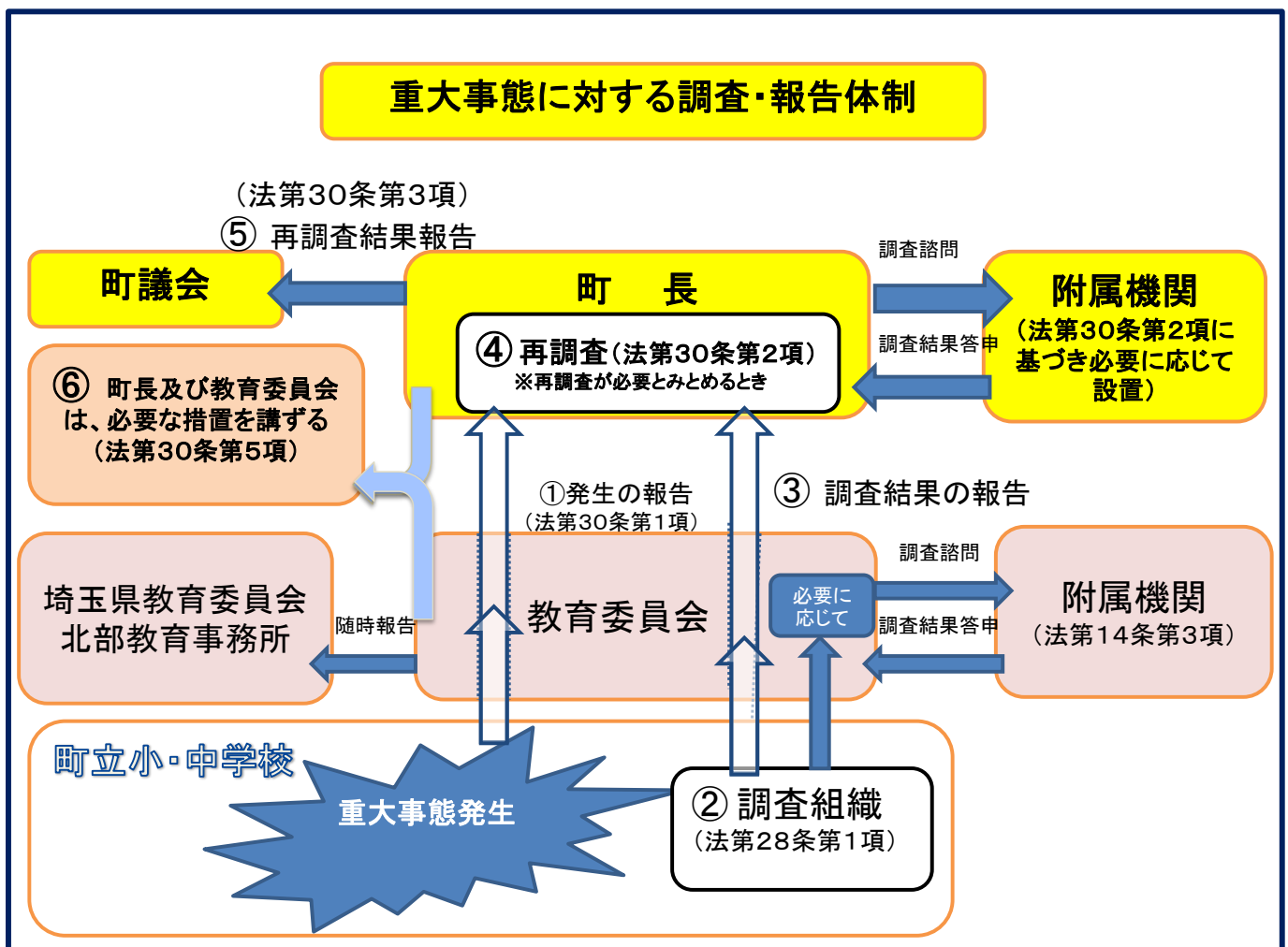
3 重大事態への対処

(1) いじめ防止等に関する措置

重大事態とは・・・

- 一 いじめにより児童生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(法第28条第1項より)



(2) 教育委員会又は町立小・中学校による調査

- ・ 町立小・中学校は、重大事態が発生した時は、その旨を教育委員会を通じて速やかに町に報告する。(法第30条第1項)【図①発生の報告】
- ・ 教育委員会又は町立小・中学校は、その事態に対応するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするための調査を実施する(法第28条第1項)。【図②調査】
なお、町立小・中学校が主体の調査では重大事態への対処及び同種の事案の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断するときや、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような時は、教育委員会が調査を実施する。

- ・ 調査は必要に応じて、教育委員会に設置した調査委員会が行う。
 - ・ 教育委員会又は町立小・中学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に対し、当該調査に係る必要な情報を適切に提供するものとし（法第28条第2項）、提供に当たっては、他の児童等のプライバシー保護に配慮する等適切な方法で提供する。
 - ・ 教育委員会は、町立小・中学校が調査を行うときは、必要な指導、助言又は支援を行う（法第28条第3項）。
 - ・ 教育委員会又は町立小・中学校は、法第28条第1項の規定による調査の結果について、町長に報告する。なお、いじめを受けた児童等又は保護者から申し出があったときは、いじめを受けた児童等又は保護者の所見をまとめた文書を受取り、当該文書を調査報告に添えるものとする。【図③調査結果報告】
- ※重大事件に該当するか否かについては、いじめを受ける児童等の状況に着目して判断するとともに、いじめられた児童等や保護者からの申し立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

（3） 重大事態の報告を受けた町長の再調査等

- ・ 町長は、法第28条第1項の規定により教育委員会又は、町立小・中学校が行った調査の結果について、必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、再調査を行うことができる（法第30条第2項）。【図④再調査】
- ・ 再調査においても、当該児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報を提供するに当たっては、他の児童等のプライバシー保護に配慮する等適切な方法で提供する。
- ・ 町長は、教育委員会又は町立小・中学校が行った調査の結果について再調査を行った時は、その結果を議会に報告する（法第30条第3項）。【図⑤再調査結果報告】
- ・ 町長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる（法第30条第5項）。【図⑥必要な措置を講ずる】

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する事項

基本方針の取組の検証・見直し

教育委員会は、基本方針に定めるいじめ防止等の取組が実効的に機能しているか、検証し、必要に応じて見直す。